



## 【ご確認ください】

未成年後見用

- 1 申立書に後見人の候補者を記載されていても、その候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者）が後見人に選任されることがあります。また、裁判所の判断により、後見人のほかに監督人を選任することがあります。
- 2 後見人に就任しても、本人の財産を自由に処分できるわけではありません。後見人等が親族であっても、本人の財産と後見人の財産とは区別して管理する必要があります。
- 3 審判前であっても、申立ての取下げには裁判所の許可が必要となります。
- 4 審判がなされた後についても、申立人や後見人等の都合により制度の利用を中止することはできません。
- 5 裁判所の審判で定められた後見人等の報酬は、本人の財産から支払われることとなります。
- 6 本人に一定額以上の財産（流動資産がおおむね1200万円以上）がある場合は、後見制度支援信託・支援預（貯）金を利用することが一般的です。なお、後見制度支援信託・支援預（貯）金の詳細につきましては、窓口備置きのパンフレットでご確認ください。
- 7 後見人等の選任、報酬及び後見制度支援信託・支援預（貯）金契約の締結については、不服申立て（即時抗告）の規定はありません。